

資料編



潮岬（本州最南端）



檜野埼灯台

諮 問 書

串 企 第 1 1 4 号
平成 2 8 年 6 月 7 日

串本町総合計画審議会
会長 勝 山 高 嘉 様

串本町長 田 嶋 勝 正

第 2 次串本町長期総合計画の策定について（諮問）

本町を取り巻く社会経済情勢の急激な変化に的確に対応し、目指すべき将来像として『本州最南端 感動のまち 串本』を総合的・計画的に推進していくため、今後の町政運営の指針となるべき第 2 次串本町長期総合計画について、貴審議会に諮問いたします。

答 申 書

平成28年11月7日

串本町長 田嶋 勝正 様

串本町総合計画審議会
会長 勝山 高嘉

第2次串本町長期総合計画基本構想について（答申）

平成28年6月7日付串企第114号で諮問のあった第2次串本町長期総合計画の策定について、本審議会は慎重に審議を行なった結果、下記のとおり答申します。

記

第2次串本町長期総合計画は、まちづくりの基本理念を踏まえ、串本町の将来像に向けた施策の大綱を基本構想に掲げた平成28年度から平成37年度までの10年間における施策展開の方向性を明らかにする計画です。

本審議会では、貴職より示された別冊の第2次串本町長期総合計画基本構想案について審議を行ない、概ね妥当と認めました。

今後10年間のまちづくりを進めるにあたり、特に串本町では津波に対する防災対策が求められているところです。少子高齢化に伴う人口減少社会を見据え、将来にわたる持続可能な行政運営を行うとともに、町民の負担を減らし住みよい町づくりを目指して頂くことを切に願います。

串本町総合計画審議会設置条例

○串本町総合計画審議会設置条例

平成18年3月20日
条例第19号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、串本町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ串本町基本構想の策定に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 串本町行政機関及び付属行政機関の委員
- (3) 串本町に所在する公共的団体の役職員
- (4) 住民代表

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該要件を欠くに至ったときは、その委員は委員を辞したもとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会議を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、その所掌事項の調査及び審議のために必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月24日条例第2号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月8日条例第31号)

この条例は、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成23年12月8日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行し、平成23年8月1日から適用する。

串本町総合計画審議会委員名簿

(委員は、五十音順 敬称略)

職名	氏名	役職	備考
会長	勝山 高嘉	南紀森林組合組合長	串本町に所在する公共的団体の役職員
副会長	島野 利之	串本町観光協会会長	串本町に所在する公共的団体の役職員
委員	五十川 清紀	串本町区長連合会副会長	住民代表
委員	岩谷 悠史	串本町教育委員会委員長	学識経験を有する者
委員	鎌田 俊彦	医師会会長	学識経験を有する者
委員	川岡 茂佳	串本町区長連合会副会長	住民代表
委員	小原 真子	串本町子ども会連絡協議会会長	串本町に所在する公共的団体の役職員
委員	小森 正人	串本町区長連合会会長	住民代表
委員	須賀 節夫	串本町商工会会長	串本町に所在する公共的団体の役職員
委員	高井 直樹	紀南農業協同組合串本センター長	串本町に所在する公共的団体の役職員
委員	長野 和弥	みくまの農業協同組合西向支所長	串本町に所在する公共的団体の役職員
委員	平井 治司	串本町役場企画課課長	串本町行政機関及び付属行政機関の委員
委員	堀 登世	串本町社会福祉協議会会長	串本町に所在する公共的団体の役職員
委員	室 宣行	古座観光協会会長	串本町に所在する公共的団体の役職員
委員	吉田 俊久	和歌山東漁業協同組合組合長	串本町に所在する公共的団体の役職員

第2次長期総合計画策定の経過

実施時期	内容等
平成28年 4月	町長ヒアリングの実施 教育長ヒアリングの実施 各種団体ヒアリングの実施 (観光協会、商工会、子育て支援団体、こども未来課)
平成28年 5月 5月～6月	中高生アンケートの実施 町民アンケートの実施
平成28年 6月	長期総合計画審議委員委嘱 第2次長期総合計画基本構想について諮問 長期総合計画 第1回審議会開催
平成28年 7月	第1回各課等ヒアリングの実施
平成28年 8月	くしもと町立病院ヒアリングの実施 長期総合計画 第2回審議会開催
平成28年 9月	第2回各課等ヒアリングの実施
平成28年10月	長期総合計画 第3回審議会開催 長期総合計画 第4回審議会開催
平成28年11月	第2次長期総合計画基本構想について答申
平成28年12月	平成28年第4回串本町議会定例会開催 第2次串本町長期総合計画議案を可決

第2次串本町長期総合計画

発行年月 平成29年1月

発 行 串本町

編 集 串本町企画課

策定協力 (一財)和歌山社会経済研究所

〒649-3592 和歌山県東牟婁郡串本町串本1800

電話:0735-62-0556 FAX:0735-62-6970